

# P T A会則

- P T A会則
- P T A選挙細則
- P T A組織図
- P T A慶事内規

四條畷市立四條畷小学校  
四條畷市立四條畷小学校 P T A会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は四條畷市立四條畷小学校 P T A と呼ぶ。
- 第 2 条 この会は会員が相互に協力し、お互いの責任と理解のうえにたって  
児童福祉の増進、家庭生活及び社会生活の水準向上をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1, 四條畷市立四條畷小学校の環境整備
  - 2, 四條畷市立四條畷小学校の教育向上進展のための諸活動
  - 3, 会員の親睦と教養を高めるための諸活動
  - 4, 児童の校外における生活指導に関すること
  - 5, その他必要な事項

## 第 2 章 組 織

- 第 4 条 この会は学校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教師をもって組織する。

## 第 3 章 役 員

- 第 5 条 この会に次の役員をおく。
- ① 会長 1 名 (保護者)
  - ② 副会長 2 名以上 (保護者)
  - ③ 書記 2 名以上 (保護者、教師)
  - ④ 会計 1 名
- 役員は 4 月 1 日より就任し、任期は 1 ヶ年とする。  
会長は総会を司り、外部に対して会を代表する。  
役員は各委員会を必要に応じ招集することができ、凡ての委員会の報告を受ける。  
副会長は会長を補佐し、会長不在の時には代理をつとめる。  
書記は凡ての会議の記録をなし、保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。  
会計は凡ての支出、収入の記録をなし、会計簿は会員の閲覧に供し、会計監査の承認を受け、総会に報告して承認を受ける。
- 第 6 条 役員を選出は別に定める選挙細則に従って選出する。

## 第 4 章 会 計 監 査

- 第 7 条
- 1, この会は会計監査 2 名をおく。
  - 2, 会計監査は少なくとも年 1 回以上会計監査を行う。

## 第 5 章 総 会

- 第 8 条 総会は役員選挙その他重要事項を取りあげる。  
必要に応じ随時開催する。  
総会は会員の 3 分の 1 (委任状を含む) 以上の出席によって成立し、議決は出席会員の過半数の同意によりこれを決める。

## 第 6 章 委員会

- 第 9 条 委員会は常任委員会と特別委員会とする。
- 1, 常任委員会は次の各種委員会とする。
    - イ、学級委員会
    - ロ、広報委員会
    - ハ、保健委員会
    - ニ、環境委員会
    - ホ、地区・校外委員会
    - ヘ、人権啓発委員会
    - ト、生活指導委員会委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成し各々に応じた部門活動をする。
  - 2, 各種委員会のうち、地区・校外の委員会の委員は各地区で選出し、学級、広報、保健、環境の委員会の委員は各学級より選出し、構成する。
  - 3, 人権啓発委員会及び生活指導委員会においては、委員長は会長が、副委員長は副会長が兼任する。
- 第 10 条 特別委員会  
選挙管理委員会、指名委員会の特別委員会を設ける。必要に応じて各種特別委員会を設ける。
- 第 11 条 実行委員会  
実行委員会は役員及び第 9 条の各委員長、副委員長、学校長、教頭をもって構成し、各種委員会によって立案した事業計画の連絡、承認、総会に提出する議案の検討等の総合的な事務、事業について協議をする。

## 第 7 章 会計

- 第 12 条 この会の会費は月額 100 円とする。但し、同一世帯の保護者の人数の加入を原則とする。
- 第 13 条 事業費は一世帯月額を 100 円とする。
- 第 14 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 附 則

- 第 15 条 この会の会則は総会出席者の 3 分の 2 以上の同意により改正することができる。
- 第 16 条 会長はこの会則施行に際し細則を必要とする場合は、実行委員会にはかりこれを定めることができる。

この会則は 昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

平成 3 年 4 月 1 日 改正  
平成 17 年 2 月 25 日 改正  
平成 17 年 5 月 10 日 改正  
平成 22 年 4 月 27 日 改正  
平成 24 年 2 月 2 日 改正  
平成 26 年 2 月 27 日 改正  
平成 29 年 4 月 21 日 改正  
平成 31 年 4 月 19 日 改正  
令和 5 年 4 月 改正

# 選 挙 細 則

## 第 1 章

### 第 1 条 【根拠】

この細則は四條畷市立四條畷小学校PTA第3章第6条に従って定める。

### 第 2 条 【選挙管理委員会】

役員及び会計監査の選出を行うときには選挙管理委員会を設ける。

### 第 3 条 【構成】

選挙管理委員会は次の代表により構成する。

- 1, 原則として、各地区代表と教師2名以上より選挙管理委員会を構成する。
- 2, 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長1名、副委員長1名を選ぶ。
- 3, 選挙管理委員会はその役務の終了と同時に解散する。
- 4, 選挙管理委員会は12月に構成する。

### 第 4 条 【告示】

- 1, 選挙管理委員会は役員及び会計監査選挙の告示を行う。
- 2, 選挙告示期間は告示の日より7日間とする。

#### 告 示 文 面

四條畷市立四條畷小学校PTA役員及び会計監査選挙の告示  
四條畷小学校PTA選挙管理委員会委員長  
四條畷市立四條畷小学校PTA選挙管理委員会は四條畷小学校PTA会則第3条第6条選挙細則の第4条に基づいて平成 年 月 日より平成 年 月 日迄の間を選挙告示期間とし、四條畷小学校PTA役員及び会計監査の立候補届出を受け付けます。

平成 年 月 日

第 5 条 選挙管理事務所を四條畷小学校内に設ける。

第 6 条 立候補者は次の規定の立候補届の書面に該当事項を記入し選挙管理委員会に提出することによって立候補届出が成立する。なお、届出期間は告示期間とする。これ以外は無効とする。

#### 立 候 補 届 出 文 面

四條畷市立四條畷小学校PTA役員及び会計監査立候補届  
立候補者氏名  
地区名  
児童学年組 年 組  
四條畷市立四條畷小学校PTA（ ）に立候補しますので届け出ます。

平成 年 月 日

四條畷小学校PTA選挙管理委員会委員長 殿

### 第 7 条 【投票】

選挙管理委員会は立候補者の紙上投票の手続きを行う。

### 第 8 条 【開票】

開票は公正を期するために立候補届出者が立会人1名を依頼し開票に立会う。

開票事務は選挙管理委員会が行う。

第 9 条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の事務を行う。

第 10 条 選挙管理委員会は開票結果を発表する。

## 第 2 章

### 第 11 条 【指名委員会】

立候補者がいないときは、選挙管理委員会は指名委員会となる。

第12条 指名委員会は候補者を推薦して役員と会計監査2名の指名を行う。

第13条 教師の中から書記1名を選出する。

第14条 指名委員会は役員及び会計監査選出についての一切の事務を行う。

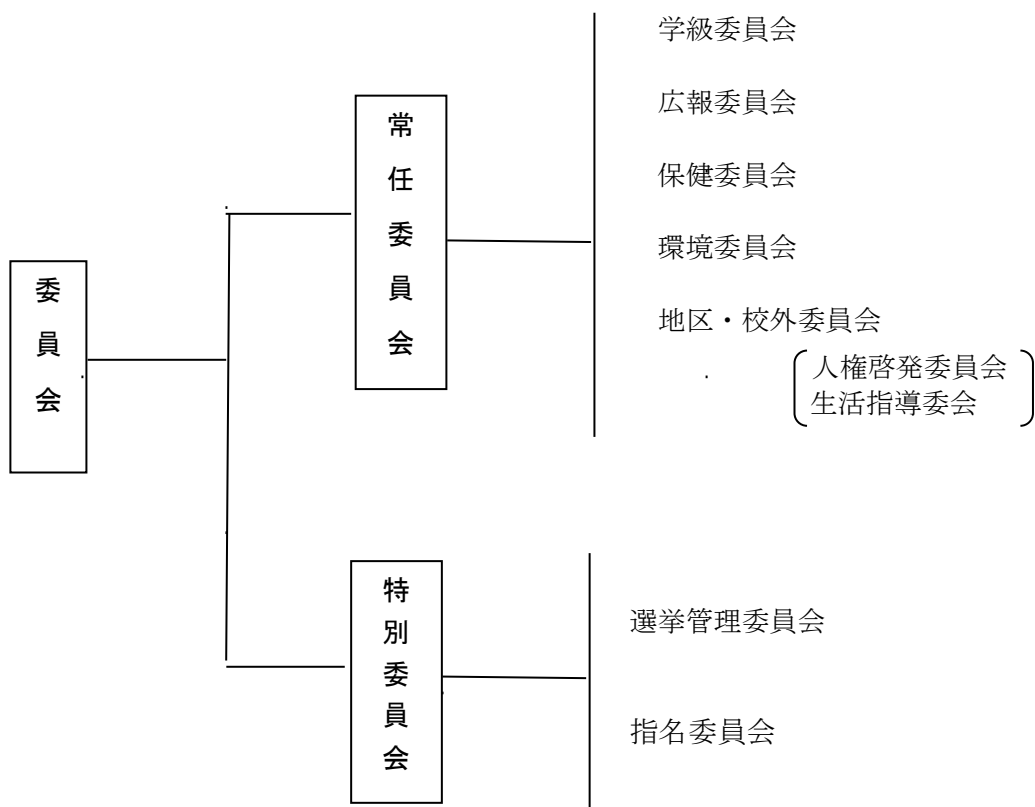
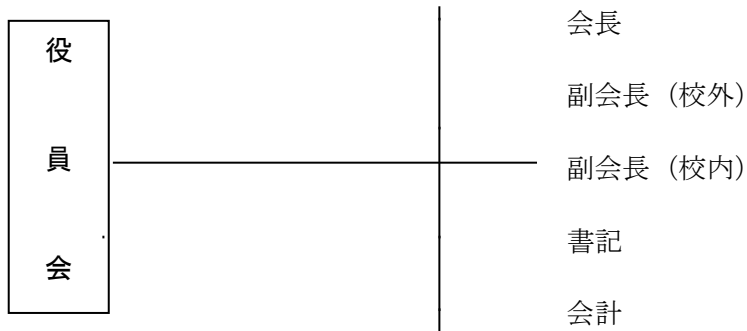
第15条 指名委員会は推薦候補者の承認を総会に於いて求めなくてはならない。

この選挙細則は、平成 26 年 2 月 27 日より施行する。

平成 29 年 4 月 21 日 改定

令和 5 年 4 月 改定

# PTA 組織図



# 慶 弔 内 規

## A 慶事

国・府より職員表彰・・・・・・・・10,000円

## B 弔辞

		供花・香料	通 夜	会 葬
1	児童・会員・職員死亡	供花 10,000円	会長 校長 担任 代表児童	会長 校長 担任 学年主任 学級児童 学級委員
2	1 親等死亡（同居のみ）	供花 5,000円	会長 校長	会長 校長 職員代表 実行委員代表

### 表彰内規

- 1、役員任期終了時・・・・・・・・感謝状
- 2、その他特別の場合は、実行委員会で協議する。